

# 大手川河川整備基本方針

京 都 府

(平成12年8月18日)

## 目 次

- (1) 大手川水系の総合的な保全と利用に関する基本方針 . . . . . 1
  - ①流域及び河川の概要
  - ②河川の総合的な保全と利用に関する基本方針
  
- (2) 河川整備の基本となるべき事項 . . . . . 3
  - ①基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項
  - ②主要な地点における計画高水流量に関する事項
  - ③主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項
  - ④主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項

# (1) 大手川水系の総合的な保全と利用に関する基本方針

## ① 流域及び河川の概要

大手川は、京都府宮津市に位置する2級河川である。本河川の源流は、宮津市小田（大江山山系普甲峠）地点であり、ほぼ北流し今福地区で今福川を併せ、中流部の田園地帯を流れ、市街地上流で滝馬川をも併せ宮津市街地を貫流し、日本海（宮津湾）に注いでいる。その流域は、宮津市に属し、流域面積27.6 km<sup>2</sup>、流路延長約10 kmであり、そのうち約89%は山地丘陵であり、田畑は約7%、市街地は約4%である。

宮津市は、京都府北部の中核都市として、京都縦貫自動車道の建設や各種の面整備事業がすすめられており、この大手川は、宮津市の安心安全な活動基盤整備の根幹をなすものである。また、宮津市は日本三景天橋立に代表されるように、日本海に向けて美しい景観が広がっており、そこを流れる大手川は、周囲を山で囲まれており、多様な生物の生息・生育空間となっている。

流域の大部分を占める山地は、南東山頂付近にヒメアオキブナ群集などの自然植生が一部みられるものの、大部分はコバノミツバツツジアカマツ群集、クリミズナラ群集などの代償植生である。

大手川の上・中流部は、田園地帯を屈曲して流れ、ツルヨシ等の水生植物の繁茂やカワムツを中心として回遊性の魚の遡上もみられるなど、豊かな自然環境を有している。

また、下流部では、河床勾配もゆるく、河口部特有のゆったりとした流れとなり、ボラ・ハゼ科等の汽水域性の魚類やツルヨシ等がみられる。

大手川は、下流部において宮津市の中心市街地を貫流しており、かつて大手川の河口付近に宮津城（鶴賀城）が築かれ、大手川は宮津城の大手外堀に利用され、それが名前の由来となっている。現在でも、河川護岸の一部は自然石の石積となっており、その面影を残している。

その他にも、流域には中世の山城跡をはじめ、歴代の宮津藩主らに関わる様々な遺跡・遺物が点在しており、大手川下流は、江戸時代には北前船の寄港する港町として栄え、大正時代には日本海航路の寄港地として発展してきた。

また、大手川では、「いさざ（シラウオ）採り」や「貝採り」、「橋の上から魚釣り」を行う人々の姿が見られ、石造り三連アーチの大手橋は地域の人々にとって身近な存在にもなっていた。川沿いには川岸に降りる階段が目立ち、人と川の関わりの深さを感じさせてくれる。

このように昔から大手川は、地域に対して様々な機能を持ち、地域に根ざし、人々にとって身近な存在であり、現在も、町に落ち着きと潤いを与える都市部の貴重な空間となっている。

河川水の利用については、農業用水として耕地灌漑に利用されているほか、宮津市の上水道としても利用されており、水質は良好で環境基準（A類型）を満足している。

しかし、大手川沿川は、過去、昭和28年の台風第13号や昭和34年の伊勢湾台風をはじめ、近年では平成10年の台風第7号などの豪雨により、幾たびも沿川地域は甚大な被害を被っており、大手川の治水安全度の向上は地域住民の悲願である。

## ② 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

このような大手川水系を総合的に整備する基本方針は、河川の現況、水害の発生状況、利用の現況、地域の将来像、流域の文化及び河川環境を考慮し、関連地域の社会経済情勢の発展に即応するよう地域計画等との調整を図り、かつ、既存の水利施設等の機能の維持を十分考慮し、河川の総合的な保全と利用を図る。

災害の発生の防止又は軽減に関しては、流域で発生する洪水被害を、宮津市、流域住民と一体となった総合的な対策により軽減化を図る。そのうち、河川の改修としては、地域特性や京都府域の均衡を考慮し、30年に一度程度の降雨で発生する洪水に対して、洪水の安全な流下を図り、既往最大の洪水に対して対処できるようにする。

さらに、洪水発生時の被害を最小限に抑えるため、想定氾濫区域図等の提供、降雨時における雨量、水位等の情報提供を行うことにより地域防災活動の支援を行う。

河川水の利用に関しては、現在、良好な河川環境のもとに水利用がなされていることから、今後とも適正な水利用が図られるよう努める。

流水の正常な機能の維持に関しては、現在の良好な水質、多様な生物の生息・生育環境、景観等が維持されるよう努める。

河川環境の整備と保全に関しては、中上流部は、豊かな自然環境に配慮し、多様な生物が生息できる水辺空間の創出・保全を図り、市街地を貫流する下流部については、自然環境に配慮しつつ、人々が水とふれあうことができる水辺空間の創出を図るとともに、宮津城の外堀の一部として使われていたという歴史的景観にも配慮する。

河川の維持管理に関しては、災害の発生の防止、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持及び河川環境の整備と保全の観点から、適切に行うものとする。特に洪水の流下に著しく支障となる堆積土砂については、上記観点に基づき適切に除去する。

住民が望む川の姿を実現するため、地域住民の意見を取り入れながら、まちづくりと一体となった川づくりに努める。

## (2) 河川の整備の基本となるべき事項

### ①基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項

30年に一度程度発生する規模の降雨で発生する洪水を河口から1.33kmの京口地点において270m<sup>3</sup>/sとし、この全量を河道により流下させる。

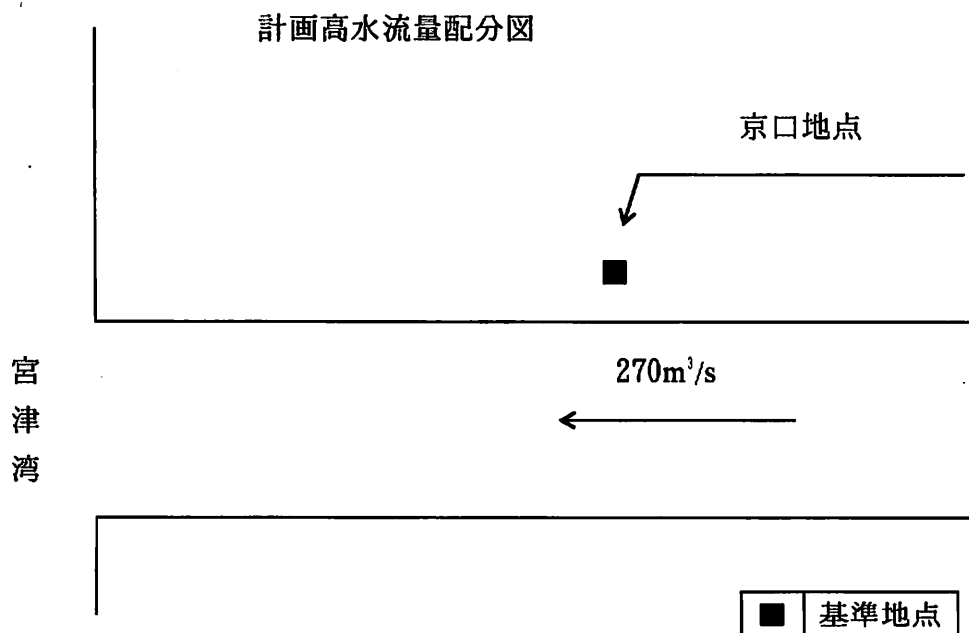
基本高水のピーク流量等一覧表

(単位：m<sup>3</sup>/s)

河川名	基準地点	基本高水のピーク流量	河道への配分流量	洪水調節施設による調節流量
大手川	京口地点 (河口から1.33km)	270	270	—

### ②主要な地点での計画高水流量に関する事項

大手川における計画高水流量は京口地点において270m<sup>3</sup>/sとする。



③主要な地点における計画高水位、計画横断形に係る川幅に関する事項

大手川の主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る概ねの川幅は、次のとおりとする。

河川名	地点名	河口からの距離(km)	計画高水位(T.P. m)	川幅 (m)
大手川	京口地点	1.33	3.05	35

注) T.P. 東京湾中等潮位

④主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項

大手川水系における既得許可水利権は、上水道用水が0.121m<sup>3</sup>/secであり、その他にも灌漑用水に慣行水利がある。流況は比較的良好である。

今後とも流水の正常な機能を維持するため、適正な水利用が行われるよう努める。

# 大手川水系平面図(参考図)

S=1:50,000

